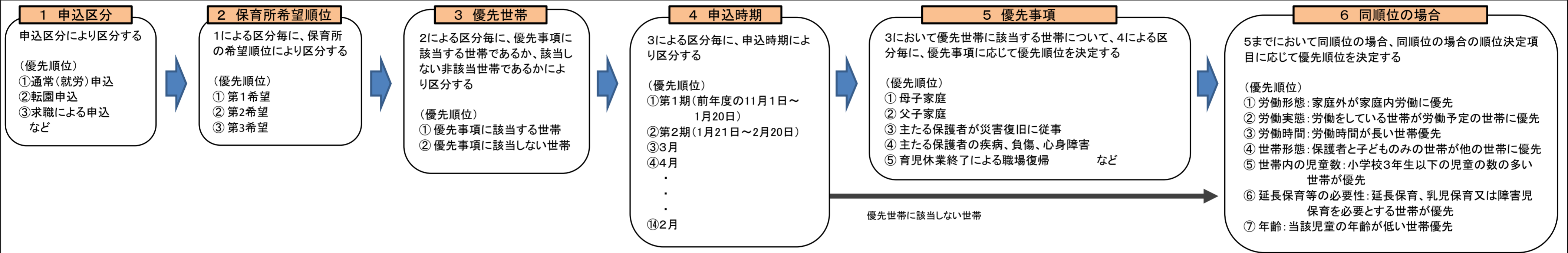


保育所等の利用調整について

1 利用調整について

- 子ども・子育て支援新制度では、当分の間、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所等を利用するにあたり、市町村が利用調整を行った上で、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされています。(改正児童福祉法第73条第1項)
- 現在、本市では、保育所ごとの入所を希望する児童の数が、その保育所の定員を超える場合等には、保育に必要性の高い児童から「鹿児島市保育所入所選考基準」に基づき、児童の世帯の状況等に応じて、申込児童の優先順位を決定しています。
- 子ども・子育て支援新制度に対応するため、国から示された新たな優先事項の追加等を行うとともに、現在、主に主たる保護者(母親等)の就労状況などにより保育の必要性を判断していますが、利用希望施設の状況、児童の状況、父母の労働等の状況などを、より総合的に判断し、優先順位を決定できるよう見直しを検討しています。

2 現在の利用調整基準



3 優先利用について

- 優先利用の対応方針(国(内閣府)資料より抜粋)
待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整基準上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。
- 優先利用の事項
国が示す優先利用の対象となる事項(優先事項)のうち、現在、本市において優先事項としていないものは、次のとおり。
①生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
②生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
③虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
④子どもが障害を有する場合
⑤小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
⑥その他市町村が定める事由



4 利用調整基準の見直しの方向性

